

## 空き家情報マッチング制度のご案内

雲南市では、使用されていない空き家を不動産として流通させることで、管理不全な空き家を減少させ、また、移住定住を希望する方の住まいや地域の活性化のために空き家の利活用を進めています。

昨年度実施しました、空き家所有者への意向調査では、「譲渡先が見付からない」、「依頼先が分らない」、「解体費用の負担が困難」といった意見がありました。

情報不足により流通できなかった空き家を、譲渡や賃貸など所有者の意向と、不動産事業者が所有する情報(市場ニーズなど)をマッチングすることで、流通を促進します。

また、空き家を解体して土地を活かす方法もあります。跡地を売却や、貸地にすることで、解体費用を補うこともできます。

### 事業の流れ

この事業は、雲南市と雲南不動産協会との連携により進めます。

雲南不動産協会とは、市内の空き家の活用を推進するために市内の宅建業者により設立された団体で、雲南市と「雲南市地域連携型空き家活用推進に関する協定書」を締結し、市の空き家バンク事業にも携わりいただいております。

- ① 所有者から雲南市へ、**空き家情報マッチング制度利用申込書**により制度利用の申込みをしていただきます。
- ② 雲南市から雲南不動産協会へ空き家の**物件情報のみ**を紹介します。
- ③ 雲南不動産協会において、物件情報の市場ニーズや流通手段を検討されます。
- ④ 取引する際は、加盟する宅建業者から雲南市へ所有者情報の提供依頼が出されます。
- ⑤ 雲南市から所有者へ、宅建業者から連絡がある旨をお知らせします。
- ⑥ 宅建業者から所有者へ連絡が入り、取引が開始されます。

※この制度により、全ての物件が取引されるものではありません。

※この制度は、個人による取引を制限するものではありませんが、利用申込後に所有者により物件を処分された場合には、下記までご連絡ください。

※物件の状態や立地条件などにより、取引開始までに時間を要することもあります。

※取引開始以降は、所有者と宅建業者との交渉となり、雲南市は一切関与致しません。

※空き家が譲渡等されるまでは、所有者の責任で管理してください。

空き家情報マッチング制度に関するお問い合わせは

### 雲南市役所 建設部 空き家対策室

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1 ホームページ <http://www.city.unnan.shimane.jp/>

TEL 0854-40-1066 FAX 0854-40-1069 E-mail [toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp](mailto:toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp)